

令和8年度  
京丹波町クラウドファンディング  
活用支援補助金  
〈募集要領〉

【募集期間】

令和8年4月10日（金）～12月28日（月）

※ただし先着順に受付し、申請金額が予算総額に達し次第、受付終了とさせていただきます。



〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1  
担当/企画経営戦略室  
電話/0771-82-3809 ファックス/0771-82-2700  
メール/kikakukeiei@town.kyotamba.lg.jp  
ホームページ/http://www.town.kyotamba.kyoto.jp

## 1 事業の目的

町内における新たな創業及び新事業展開を支援し、京丹波町の地域経済の活性化等を図るため、クラウドファンディングを活用した資金調達や販路開拓を行う町内事業者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

## 2 補助対象事業

(1) 補助金交付の対象となる事業(補助対象事業)は購入型クラウドファンディングを活用した次の3つのいずれかに該当する事業です。

※ 活用するクラウドファンディングの方式については、all or nothing方式とall in方式のどちらでも構いません。ただし以下の点には注意してください。

・ all or nothing方式を選択した場合

プロジェクトが不成立になった場合は、補助対象外となります。

・ all in方式を選択した場合

支援額が目標額を下回った場合は、支援額として集まった金額に応じて補助額の減額を行います。

また、いずれの方式を選択した場合においても、支援額が目標額を上回った場合については、交付決定額を上限とし、補助額の増額は行いません。

創業	創業者が新たに取り組む事業 ※ 創業後5年未満の事業も対象とします。 ※ 会社については、事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、開始する事業。 ※ 補助事業期間終了までに、開業(税務署への開業届提出)もしくは法人設立することが条件となります。
新分野展開	中小企業者または農林水産業者が新たな分野で新事業に取り組む事業。
新商品及び新サービス開発	中小企業者または農林水産業者が新商品及び新サービスの企画、開発、販路開拓を行う事業

(2) 補助対象事業の事業期間は、交付決定日～令和9年3月5日までです。

(3) 次に掲げる事業は補助対象外事業です。

- ① 補助金の申請時点において、クラウドファンディング事業者の審査を通過していない事業。
- ② 資金を調達するために活用するクラウドファンディング事業者が以下を満たしていない事業。
  - ・ 設立後2年以上かつ直近1年間において、10件以上のクラウドファンディングによる

## 資金調達成立実績のあるクラウドファンディング事業者

- ・ 日本国内におけるクラウドファンディング事業者
- ③ 実現性の乏しい事業（公的機関の許認可等の見込みが十分でない事業を含む）。
- ④ 令和9年3月5日までに事業の実施及び対象経費の支出が終了しない事業。
- ⑤ 交付決定日前にクラウドファンディングが終了している事業。
- ⑥ 公序良俗に反する事業や特定の政治、宗教、思想等に関連した取り組みが含まれる事業。

### 3 補助対象者

補助金の交付の対象者（補助事業者）は、京丹波町で創業する者又は、京丹波町内に本社又は主たる事業所、工場、店舗を有する事業者で、町税等（公共料金及び利用料金を含む）を滞納していない者のうち、次の（1）～（3）のいずれかに該当する個人、事業者。

※ ただし、京丹波町暴力団排除条例（平成23年京丹波町条例第23号）第2条に規定する暴力団員を有する事業者については、交付の対象としません。

（1）中小企業者<sup>※1</sup>又は京丹波町産業ネットワーク<sup>※3</sup>に加入する事業者

（2）京丹波町創業支援等事業計画<sup>※3</sup>に掲げる特定創業支援事業<sup>※2</sup>の支援を受けた創業者

※ 「創業コース」に申請される方は必須条件です。ただし、補助金申請時点において特定創業支援事業の支援を受けていない創業者にあっても補助金を申請することは可能ですが、補助対象事業が終了するまでに特定創業支援事業の支援を受けていただくことが条件となります。

（3）農林水産業者

※ 農業者、林業者若しくは水産業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう

#### ※1 中小企業者の定義

下表に掲げる資本金基準、従業員基準のいずれか一方を満たす個人、会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社）及び組合（企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合）をいいます。

ただし、みなし大企業（発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している会社、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している会社、大企業の役員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている会社）は大企業に分類します。

主たる事業営んでいる業種	<資本金基準> 資本金の額又は 出資の総額	<従業員基準> 常時使用する 従業員の数（※）
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下

ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※ 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

- ・ また、組合の場合の補助対象は、組合事業のうち、営利目的で実施する事業に限ります。
- ・ 一般財団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、社会福祉法人、任意団体等は対象となりません。

## ※ 2 創業者の定義

- (1) 京丹波町内で創業しようとする個人であって、1カ月以内（特定創業支援事業による支援を受けた者は6カ月以内）に創業する具体的な計画を有する者。
- (2) 前項の個人であって、事業を開始した日以後5年未満の者。
- (3) 京丹波町内で新たに会社を設立して創業しようとする個人であって、2カ月以内（特定創業支援事業による支援を受けた者は6カ月以内）に創業する具体的な計画を有する者。
- (4) 前項により設立された会社であって、事業を開始した日以後5年未満の者。
- (5) 京丹波町内の会社で、事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立して事業を行なう具体的な計画を有する者
- (6) 前項の会社で、その設立の日以後5年未満の者

## ※ 3 特定創業支援事業とは

特定創業支援事業とは、「京丹波町創業支援等事業計画」（計画期間：令和7年度～11年度）に掲げる次の2つの事業です。

京丹波町創業セミナー（年1回実施）	創業に必要な4つの基礎知識「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」を6回程度の講座で習得するセミナー。
京丹波町商工会等（認定支援機関）による個別創業相談指導（随時）	京丹波町商工会等が随時受付している創業に関する個別相談指導。 経営支援員等が1カ月以上、4回以上にわたり起業に必要な4つの基礎知識を助言指導します。

上記いずれかの事業の支援を受けて創業しようとする者、又は創業した者が、「特定創業支援事業の支援を受けた創業者」となります。

#### 4 補助金の額

種 別	補助率	補助金の上限
創業	補助対象経費総額の 10/10 以内	20 万円
新分野展開		
新商品及び新サービス 開発		

※ 1,000 円未満の端数については切捨てとなります。

※ 補助金の交付は 1 事業者 1 回です。

#### 5 補助対象経費

(1) 「補助対象経費」は運営事業者と契約した目標支援金額又は調達額のいずれか少ない金額に係る事務手数料（消費税及び地方消費税を除く。）とします。当該プロジェクトに要する経費に対し、国又は地方公共団体等から補助金の交付を受ける場合は補助対象としません。

※事務手数料のうち、オプション利用に係る費用など、一部対象外となる場合があります。

(2) 上記の「補助対象経費」に記載のない経費はすべて補助対象外になります。

また、申請書に記載した経費であっても、交付決定後に補助対象経費に該当しないことが判明した場合は補助対象外となります。

① 補助対象外となる経費は次のとおりです。

- ・ 公租公課（消費税、地方消費税等）、借入れに伴う元金及び支払利息
- ・ 補助金申請に係る費用、税務申告や決算書等作成のための税理士等に支払う費用
- ・ 振込手数料
- ・ 用途が特定できない費用や公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用

② 補助対象経費であっても補助対象外となるケースは次のとおりです。

- ・ 見積書、契約書、請求書、振込控え、領収書等の帳票類に不備がある場合
- ・ 提出した書類等と現地の状況が一致しない場合
- ・ 契約・実施・支払いが不適切な場合
- ・ 契約から支払い・決済までの一連の手続きが補助対象期間中に行われていない場合

## 6 申請について

### (1) 申請受付期間

令和8年4月10日（金曜日）～12月28日（月曜日）午後5時までに下記へ申請書類を提出してください。

【提出先】京丹波町企画経営戦略室

住所／京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1（京丹波町役場 2 階）

電話／0771-82-3809（直通） 担当／奥田

### (2) 提出書類

- ① 京丹波町クラウドファンディング活用支援補助金交付申請書（様式第1号）★
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 運営事業者と締結した契約書等の写し
- ④ 運営事業者に提出した応募申込書等のプロジェクトの詳細がわかる資料
- ⑤ 京丹波町税等完納確認の調査同意書（様式第2号）★
- ⑥ 事業者の概要や事業内容等がわかる書類（会社案内、パンフレット等）

※ ★のついた書類は原本（押印したもの）が必要です。

※ 提出書類はホッチキス止め及び両面コピーはしないでください。

※ 提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※ 申請様式は京丹波町ホームページからダウンロードできます。

<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>

## 7 採択審査・交付決定について

### (1) 交付決定

提出された申請書類により審査を行い、適当と認めるものに補助金交付決定を行います。

交付決定を受けた補助事業者には「京丹波町クラウドファンディング活用支援補助金交付決定通知書（様式第3号）」（交付決定通知書）により通知します。また、プロジェクトの公開については、交付決定後に行ってください。

交付決定通知書の交付を受けた補助事業者は、当該通知書に係る補助金交付決定の内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができます。なお、補助事業者による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、無かったものとみなします。

### (2) 採択結果の公表

採択結果（事業者・代表者名、事業内容、補助金交付決定額等）については京丹波町ホームページで公表します。

## 8 実績報告及び補助金交付額の確定

### (1) 実績報告書の提出

事業終了後、30日以内もしくは令和9年3月10日(水)のいずれか早い日までに次の①～④に掲げる書類を京丹波町企画経営戦略室へ提出してください。

- ① 京丹波町クラウドファンディング活用支援補助金実績報告書(様式第5号)★
- ② 実施状況報告書(別紙1)
- ③ 経費支出根拠資料(発注書(契約書)、請求書、領収書(口座振替依頼書含む)、明細書等の写し)
- ④ 事業実績の概要がわかる資料・写真等

※ ★のついた書類は原本(押印したもの)が必要です。

※ 提出書類はホッチキス止め及び両面コピーはしないでください。

※ 提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※ 実績報告の関係様式は京丹波町ホームページからダウンロードできます。

<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>

※ 経費支出根拠資料は発注書(契約書)、請求書、領収書、明細書等の写しを整理し、まとめてください。(次項「9 支払いの確認に必要な書類及び注意点」をご覧ください)

### (2) 現地審査

補助事業者からの実績報告書の提出を受けた後、必要に応じて京丹波町担当課による現地審査を実施し、実施事業内容等の確認、経費支出根拠資料の検査を行ないます。

### (3) 補助金の額の確定

上記の実績報告書類及び現地審査等に基づき、補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容等に適合し、かつ経費支出の内容等が適正と認めるときは、「京丹波町クラウドファンディング活用支援補助金の額の確定通知書(様式第6号)」(補助金額確定通知書)により、補助事業者に通知いたします。

### (4) 補助金の交付

補助金の交付は、予算の範囲内において補助対象事業完了後(補助金額確定通知後)の精算払いとなります。

### (5) 事業成果の公表

補助対象事業の成果及び評価結果(事業者・代表者名、事業成果・評価内容、補助金額等)については京丹波町ホームページで公表します。

## 9 支払いの確認に必要な書類及び注意点

- (1) 支払いは原則として金融機関からの振込で行ってください。補助金の支払いには明確な透明性、客観性と、適切な経理処理が要求されており、振込による第三者(金融機関)による証拠書類を残すため、実績報告時に証拠書類として「振込明細書」のコピーを提出してください。
- (2) インターネットバンキングで振込を行う場合は、必ず振込画面のハードコピー等、記録のプリントアウトを保管し、申請時に提出してください。インターネットバンキングは振込から一定の期間が経過すると、記録が確認できなくなることがありますので、ご注意ください。
- (3) 振込により支払いをする場合、振込手数料を差し引かず、「請求書等」に記載されている金額を振り込んでください。手数料を差し引いて支払う場合には、その理由が請求書等に明記されている必要があります。
- (4) 支払いの際は本事業とは関係のない支払いとは分けて行ってください。本事業の支払いであることが明確に確認できない場合、補助金を支払うことはできません。
- (5) やむを得ず現金、クレジットカードによる支払いを行う場合も、必ず証明できる資料を保管してください。手形、プリペイドカード、クーポン、商品券、金券類等による支払いは認められません。
- (6) 必要な書類は次のとおりです。

支払い方法	必要書類	備考
振込	振込明細書	
現金 (PayPay等のキャッシュレス決済含む)	領収書	※①
クレジットカード	領収書	※②
	カード利用代金明細書	※③
	カード決済口座の通帳該当部分	※④

※① ・当該領収書及び関係書類には、宛先（補助対象事業者名、法人の場合は宛名が法人名のもの）、領収日、領収金額、金額の内訳、発行者名、所在地の記載が必要です。

- ・消費税が含まれているかどうか領収書及び関係書類に明記してください。
  - ・PayPay等のキャッシュレス決済により支払った場合、アプリケーションの使用履歴等では領収書の代替とはみなしません。
- ※② ・当該領収書及び関係書類には、宛先（補助対象事業者名、法人の場合は宛名が法人名のもの）、領収日、領収金額、金額の内訳、発行者名、所在地の記載が必要です。  
（またクレジットカード払いであること及び金額の内訳が明記されているもの）
- ・消費税が含まれているかどうか領収書及び関係書類に明記してください。
  - ・クレジットカード払いであることが明記されていない場合、クレジットカード利用時に発行される「お客様売上票（お買上票）のお客様控え」を添付してください。
  - ・金額の内訳が明記されていない場合、内訳がわかるものを添付してください。
- ※③ インターネットにより明細を印刷したものでも構いません。
- ※④ ・通帳写しは、①表紙、②口座名義が印刷されているページ、③支払い該当部分の3種類必要です。また、インターネットバンキングは通帳写しに該当する画面の写しも必要です。  
（該当部分以外は黒塗りにしていただいてもかまいません。）
- ・口座からの引き落としが補助対象期間内に完了している必要があります。

## 10 その他の留意事項

- (1) 補助事業期間中、必要に応じて補助対象事業の進捗状況等についての報告を求めることや、京丹波町担当課による現地調査を行なうことがあります。
- (2) 補助事業内容に変更が生じる場合又は、やむを得ない理由により中止する場合は必ず事前に京丹波町担当課へご相談ください。京丹波町担当課との事前協議の結果、事業内容を変更するときは、「京丹波町クラウドファンディング活用支援事業計画変更（中止）承認申請書（様式第4号）」を提出してください。  
ただし、事業目的そのものが変わる変更や変更に伴う交付決定金額の増額変更は認められません。
- (3) 補助対象事業が補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるとき、又はその他補助金の交付の目的を達成し難いと認めるときは、補助事業者に対し、必要な指示を行なう場合があります。
- (4) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに京丹波町担当課に報告し、その指示を受けてください。
- (5) 補助金を他の用途に使用し、その他補助対象事業に関して補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他関係法令等の違反が認められたとき、もしくは上記（1）～（3）の

指示に従わないときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、支払い済みの補助金があるときは、返還を求めます。(補助金額確定通知後も適用します。)

(6) 本補助事業の関係書類は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存していただくこととなります。(令和14年3月31日まで。)

(7) 本補助事業には国費が充当されていることから、会計検査の対象となるため、会計検査院による現地検査等の対象となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(8) 本補助事業による取得財産について、補助対象事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって適正に管理し、補助金の交付の目的に従って効果的な運用を図ってください。

## 1.1 お問い合わせ先

本補助事業に関するお問い合わせは次まで。

京丹波町企画経営戦略室(担当/奥田)

(〒622-0292) 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1

電話 0771-82-3809 ファックス 0771-82-2700

メール [kikakukeiei@town.kyotamba.lg.jp](mailto:kikakukeiei@town.kyotamba.lg.jp)